

定期路線バス無料乗車助成事業について

【目的】

日常の交通手段として定期路線バスを利用する町民に対し、運賃を助成することにより、日常生活の支援及び路線バスの利用促進を図ることを目的とする。

【助成対象者】

- ・当町に住所を有し、住民基本台帳法の規定により記録され、個人番号（マイナンバー）カードを所持している者
- ・他の公的助成を受けた者又は受ける予定の者は、助成対象から除く

【運賃の助成対象利用区間】

- ・路線バス会社が運行する当町行政区域内
 - ◆宗谷バス 雄武国保病院～郡界（16.6km）
 - ◆北紋バス 雄武高校入口～町界（20.2km）

【個人番号カードの提示】

- ・運賃の助成を受けるときは、路線バス会社の乗務員に個人番号カードを提示しなければならない

【助成金の額】

- ・助成対象区間における利用区間の全額
※年間見積額 約 1,600 千円

【事業開始時期】

- ・コミュニティバス試験運行開始日と同日となるよう検討

【その他】

- ・路線バス会社は1月ごとに助成金の額を集計し、町に請求する
- ・本事業の実施の際し、町と路線バス会社の間において、協定を締結する（助成金の受領及び請求権の委任等）

【要綱】

- ・別添（案）のとおり